特集《第 25 回知的財産権誌上研究発表会》

近年の日本の特許査定率に関する考察

令和元年度 特許委員会 第1部会

中村 敏夫, 小原 寿美子, 小野 晓子, 菅原 峻一, 赤堀 孝, 和田 等, 田中 洋子, 保坂 丈世, 吉田 信彦, 吉田 安子, 浜井 英礼, 澤田 優子, 日夏 貴史, 根岸 勇太

- 要 約 --

近年、日本の特許査定率は欧州及び米国よりも高い。そこで、その高い特許査定率の要因について検討した。特定の技術分野に限定して日欧米の審査状況を分析した結果、技術分野ごとの日欧米の特許査定率は、日欧米の全体の特許査定率とは比例しておらず、寧ろ逆転しているものもあった。従って、単に日本特許庁の全体の特許査定率が高いことをもって日本特許庁の審査が甘いと判断することはできないと考える。

日本特許庁の特許査定率が欧州及び米国よりも高くなっている要因は複数のものが組み合わされているようであり、例えば「技術分野ごとの日欧米の出願割合と特許査定率の相違」、「対象発明の事業化の中止決定の時期」、「欧州での高額な維持年金」、「三庁の審査プラクティスの相違」、「米国の最も広い合理的解釈(BRI)基準」、「三庁の審査の順番」、「日本での審査官面接の積極的な利用」等が挙げられた。

- 【討論対象となることを希望する論点】

日本の特許査定率について

目次

- 1. はじめに
- 2. 本検討の目的/方針
- 3. マクロ分析
- 4. ミクロ分析
- 5. まとめ

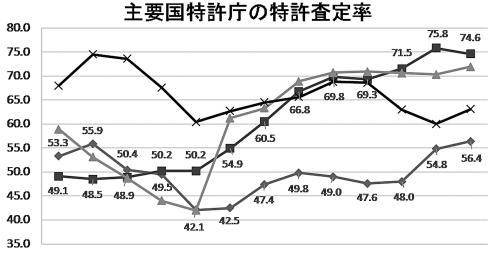
1. はじめに

2005年以降の主要国特許庁の特許査定率において、下図の通り、日本特許庁(JPO)の特許査定率は、近年、かなり上昇しており、欧州特許庁(EPO)、米国特許商標庁(USPTO)及び韓国知的財産庁(KIPO)と比べて最も高く、特に EPO の特許査定率よりも約18%近く高い。この特許査定率は、各特許庁とも審査段階における特許査定の比率であり、拒絶査定後に特許されるものは含まれていない。

このような近年の JPO の特許査定率の上昇もあってか、産業構造審議会の第 26 回特許制度小委員会 (平成 30 年 11 月 21 日)、平成 30 年度第 1 回審査品質管理小委員会 (平成 31 年 2 月 18 日) 及び第 32 回特

許制度小委員会(令和元年9月10日)で,進歩性判断の水準,適切な先行技術文献調査,主要国特許庁の判断との比較等に関して,様々な意見が出されている。

「高い特許査定率」の弊害に関しては、例えば、北 元健太、「豪州イノベーション特許制度の廃止は我が 国実用新案制度に何を示唆するのか」の論文(1)が参考 になる。オーストラリアには、通常特許とイノベー ション特許(日本の実用新案に相当)の2種類が存在 するが、このイノベーション特許制度が、見直しの結 果. 廃止される方向である。この廃止は. 先進国の実 用新案制度の中で、オランダの短期特許制度(2008 年廃止). ベルギーの小特許制度(2009年廃止)に続 くものである。イノベーション特許の廃止には、以下 の理由が挙げられている。革新性の基準が新規性と大 差なく低いために、特許要件が容易に認められ、無効 化も極端に困難である。そこで、革新性が低いイノ ベーション特許の量産によって特許の藪が形成され、 例えば, 存続期間満了間近の通常特許と僅かに異なる イノベーション特許出願を行って実質的な権利延長を 図るエバーグリーニング戦略に用いられている。その



2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017

→ EPO → JPO → USPTO → KIPO

(特許行政年次報告書(2009年版, 2014年版, 2019年版)より)

ため、本来の制度趣旨の中小企業のイノベーション促 進が達成されにくくなっている。以上の問題が挙げら れている。

「日本の特許査定率の上昇」の要因に関して、平成 25年度特許庁請負事業「我が国における技術革新の 加速化に向けた産業財産権の出願行動等に関する分析 調査報告書 | の「第2章 我が国における特許査定率 上昇と拒絶理由の相関分析」(2)に報告がなされている。 この報告では、日本の特許査定率の上昇の要因とし て. 「審査着手の早期化」(出願から審査着手までの期 間が近年大幅に短くなった),「特許出願の厳選」(特 許性が高く利用可能性の高い特許出願を出願人が厳選 するようになった)の2つの可能性に着目して検討を 加えた。その結果、「審査着手の早期化」によって、 引用する文献がより古いものになり、 進歩性欠如のみ の拒絶理由通知が増えることが明らかにされた。その 理由として、文献の検索可能性の低下(外国語 PCT 出願の翻訳文, 非特許文献, 及び他の審査官のサーチ 結果等の検索データベースへの収録のタイムラグ)と 他庁のサーチ結果を利用できなくなること等が示唆さ れた。「特許出願の厳選」によって、特許査定率を有 意に上昇させる効果が確認されたが、その効果は相対 的には非常に小さいことが推測されている。しかし. 「審査着手の早期化」と「特許出願の厳選」は、日本 における過去の特許査定率に対する近年の特許査定率 の上昇の要因として挙げられ、欧州及び米国の特許査 定率に対する比較によるものではない。

2. 本検討の目的/方針

以上の背景から、近年の日本の特許査定率が欧州及 び米国よりも高い要因について、検討することに した。

検討の方針として、まず技術分野ごとの特許査定率と出願割合に着目した。例えば、AI関係の発明について、最近の日本の特許査定率は約90%と高いが、米国では米国特許法101条の関係で特許査定率が低いと言われている。すなわち、日欧米で、技術分野ごとに「特許査定率」が相違しているようである。

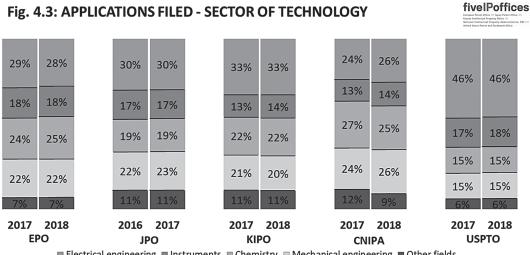
また、日欧米の出願で、技術分野ごとの「出願割合」が大きく異なっている。IP5 Statistics Report, 2018 Edition (3)の Patent Applications (p. 54~58) に、5 大特許庁の出願状況が説明され、5 大特許庁の各技術セクターの出願割合が p. 56 の Fig. 4.3 に下記の通り、記載されている。

電気工学セクター(最上段)では、USPTOの46%が他庁とは大きく異なり、出願の半数近くを占めている。化学セクター(3段目)では、他庁より出願割合が多いのは、EPOとCNIPA(中国国家知識産権局)の25%である。

以上の背景から、以下の仮説を立てた。

<仮説>『日欧米で、技術分野ごとに「出願割合」と 「特許査定率」が異なっているために、日本 の特許査定率がより高い数字になっているの ではないか』

この仮説を立証するために、日本特許出願の出願数 上位 16 位の技術分野のうちで、電気分野、機械分野、 化学分野とバイオテクノロジー分野の代表的な技術分



 \blacksquare Electrical engineering \blacksquare Instruments \blacksquare Chemistry \blacksquare Mechanical engineering \blacksquare Other fields

(IP5 Statistics Report, 2019 Editionより)

(著者にて、各セクターの境界を明確にするために実線を追記した。)

野として、H01 (基本的電気素子)、F16 (機械要素ま たは単位)、C08 (有機高分子化合物)、C12 (生化学) の4分野のIPCを選択し、これらの技術分野におけ る日欧米の特許出願の状況を比較することにした。

具体的には、『マクロ分析』として、上記4分野の 日欧米の「出願割合」と「特許査定率」の相違を分析 した。また、『ミクロ分析』として、上記4分野の PCT 出願から移行した日欧米の出願で 2016 年前に日 本で査定がなされた出願について分析を行い、さらに 日欧米の1つの庁で特許査定がされ、他の2つの庁で 進歩性で拒絶された出願をそれぞれ1つ選択して、三 庁の実際の審査状況を比較検討した。

3. マクロ分析

(1) IPC4 分野の出願割合の調査

データベース (Shareresearch) を使用して、日本、 欧州及び米国のそれぞれで、2014年に公開された特

	JP (審査請求あり)	ΕP	US
2014年 公開件数	241,728 (181,859)	141,425	381,582
H01	15.84% (15.50%)	9.14%	10.38%
F16	3.94% (3.79%)	4.33%	2.37%
C08	3.45% (3.56%)	3.84%	1.22%
C12	1.22% (1.35%)	3.35%	2.41%

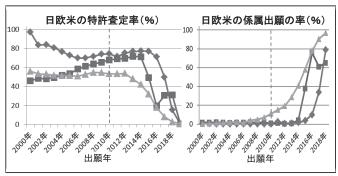
許出願の全出願件数を調査し、その全出願件数に対す る上記 IPC のいずれかを含む出願の件数の割合(出 願割合)を算出した。その結果を以下に示す。なお. 日本については2014年に公開されかつ審査請求もさ れた特許出願の全件数も調べ、その全件数に対する上 記 IPC のいずれかを含み審査請求がされた出願の件 数の割合も算出した。その値をカッコ書きで示す。

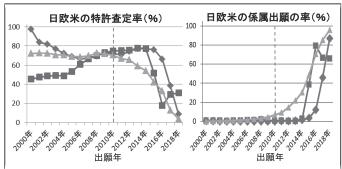
上記2章の Fig. 4.3 において、五大特許庁の各技術 セクターの出願割合が異なることを示したが、今回選 択した IPC4 分野においても、日本、欧州及び米国で 「出願割合」が異なることが確認された。なお、日本 出願については、全出願件数で算出した割合と、審査 請求がされた出願の件数で算出した割合とでは大きな 差異は見られなかった。そこで、以下では、日本の出 願割合として、全出願件数で算出した割合を用いる。

(2) IPC4 分野の特許査定率の調査

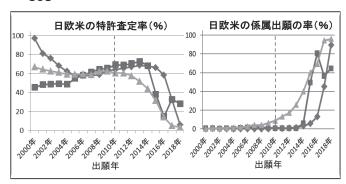
上記 IPC4 分野における日本、欧州と米国の「特許 査定率 | を. 2019年8月時点で調査した。特許査定 率として、2000年~2018年の出願年ごとに、日本と 欧州については出願され審査請求された件数を、米国 については出願された件数を特許公報から抽出し、そ の中で特許になった率(%)を計算した。また、係属 中である係属出願の率 (%) も計算した。それ以外の 出願は、拒絶、放棄又は取下された出願である。以下 に, IPC4 分野ごとの, 特許査定率 (%) と係属出願 の率(%)のグラフを示す。なお、本調査では、特許 査定率算定の母集団として, 出願年ごとの出願の群を 用いた。最終判断された年の出願群ではなく、出願年

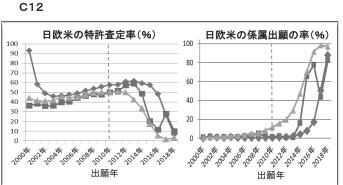
H01 F16





C08





-**■**- JP -**▲**- EP -**♦**- US

ごとの出願群を用いることで、三庁の審査の遅延等の 影響を受けることのない固定された母集団に基づく確 定的な特許査定率を算出することができ、係属出願の 率(すなわち審査の遅延)を把握することができ、さ らに変遷する法改正、審査基準等の影響を考慮するこ とができる。

係属出願の率は、4分野とも、概ね米国が最も小さく、それに審査請求期間の影響を受ける日本が続く。欧州は長期間にわたって係属している出願が最も多く、審査が日欧米の中で最も遅い。欧州の低い特許査定率は、欧州の審査遅延の影響があると考える。このように、欧州は審査が遅延しているため、欧州の係属出願の率がほぼ10%以下である2010年出願の4分野ごとの日欧米の「特許査定率」に基づいて比較するこ

ととする。

前記の2014年の公開公報に基づく4分野の日欧米の「出願割合」と、2010年出願の4分野ごとの日欧米の「特許査定率」を、以下に比較する。欧州の特許査定率の下にカッコ書きした数字は係属出願を考慮して、最小値の0%から最大値の係属出願の率までが特許査定率に加わり得ることを意味する。

H01では、特許査定率が米国、日本、欧州の順に低い。日本は欧州よりも出願割合と特許査定率が共に高いため、H01の状況によって、日本の全特許査定率が欧州よりも高く押し上げられていると思われる。

F16では、特許査定率は日本、欧州、米国共に他分野よりも相対的に高く、欧州が若干高めと思われる。 F16の状況によっては、日本の全特許査定率はあまり

HO1				F16			
	JP	EP	US		JP	EP	US
出願割合 (2014年公開)	15.84%	9.14%	10.38%	出願割合 (2014年公開)	3.94%	4.33%	2.37%
特許査定率 (2010年出願)	68%	53% (+0%~10%)	75%	特許査定率 (2010年出願)	73%	72% (+0%~8%)	73%
C08				C12			
	JP	EP	US		JP	EP	US
出願割合 (2014年公開)	3.45%	3.84%	1.22%	出願割合 (2014年公開)	1.22%	3.35%	2.41%
特許査定率 (2010年出願)	70%	60% (+0%~10%)	65%	特許査定率 (2010年出願)	50%	50% (+0%~11%)	57%

影響を受けないと思われる。

C08では、特許査定率は日本が欧州、米国よりも高い。日本は欧州に対して、出願割合が同程度であり、特許査定率が高いため、C08の状況によって、日本の全特許査定率が欧州よりも高く押し上げられていると思われる。また、日本は米国よりも出願割合と特許査定率が共に高いため、C08の状況によって、日本の全特許査定率が米国よりも高く押し上げられていると思われる。

C12 では、特許査定率は日本、欧州、米国共に他分野よりも相対的に低く、米国、欧州、日本の順に低いと思われる。日本は欧州、米国よりも特許査定率が低いが、出願割合も低いために、日本の C12 の低い特許査定率が日本の全特許査定率に与える影響が少ないと思われる。

< IPC4 分野ごとの日欧米の特許査定率の考察>

上記の通り、4分野ごとに日欧米の特許査定率が異なり、それぞれ日欧米の全特許査定率とは比例していなかった。さらには、例えば、F16の特許査定率は欧州が日本と米国より高いようであり、C12の特許査定率は日本が欧州と米国より低く、日欧米の全特許査定率の順番と全く異なっていた。従って、単に日本の全特許査定率が高いことをもって、JPOの審査が甘いと判断することはできないと考えられた。すなわち、特定のIPC 又は特定の技術分野での実際の審査状況に基づかなければ、本来の日欧米の「審査の甘さ・辛さ」は判断できないと思われた。

<仮説『日欧米で、技術分野ごとに「出願割合」と「特許査定率」が異なっているために、日本の特許査 定率がより高い数字になっているのではないか』の 確認>

上記の通り、4分野ごとに日欧米の「出願割合」が 異なっており、IPC4分野ごとに日欧米の「特許査定 率」が異なっている。これらの4分野の状況と同様 に、それ以外のすべてのIPCごとに、日欧米の「出 願割合」と「特許査定率」が相違することが類推され る。そこで、この相違の組み合わせによって、日本の 全特許査定率がより高い数字になっている可能性があ ると思われる。

<欧州の審査遅延の影響>

・影響 1

審査が早い日本,米国では,対象発明の事業化の是 非が決定される前に特許になることが多い。それに対 して、審査が相対的に遅い欧州では、審査中に対象発明の事業化の中止決定がなされた場合、欧州出願を不応答又は維持年金不納で取下げ、又は放棄することが想定される。そのために、日米の全特許査定率が欧州に対して高めになっている可能性がある。

・影響 2

日本、米国と異なって、欧州では高額な維持年金が必要である。そこで、厳しい欧州拡張サーチレポート(EESR)/見解書又は拒絶理由が出された場合、特許可能性の低下と事業可能性のバランスを考慮して、欧州出願を積極的に不応答又は維持年金不納で取下げ、又は放棄することが想定される。そのために、日米の全特許査定率が欧州に対して高めになっている可能性がある。

4. ミクロ分析

(1) 上記 IPC4 分野で 1 庁のみ特許成立した出願 の検討

上記 IPC4 分野ごとに、日欧米で進歩性の判断が分かれた出願(日欧米の1つの庁で特許登録され、他の2つの庁で拒絶された出願)を選定して検討することにした。データベース(Shareresearch)を使用して、4つの IPC のいずれかを含む日本特許出願(条件1)であり、日本、欧州及び米国に移行した PCT 出願に由来し(条件2)、日本において特許査定又は拒絶査定が出され(条件3)、日本、欧州又は米国における出願を優先権の基礎とし(条件4)、各 IPC 分野ごとに約1000 件ずつヒットする査定日の期間を設定して(条件5)、抽出した。調査は2019 年8月15日に行い、抽出されたデータはその調査時の審査状況に基づいている。

抽出した各 IPC の約 1000 件につき、日本、欧州及び米国のそれぞれにおいて特許公報が発行されているか否かで分類した。その結果を下表に示す。表中、「○」は「特許公報有」を示し、「-」は「特許公報無」を示す。「-」には、拒絶されたもの、審査係属中のもの、特許査定が出されたが登録料未納付のものが含まれる。

上記の表のうち、網掛けでハイライトされた群は、 日本、欧州及び米国のいずれか1つの庁で特許公報が 発行され、他庁で拒絶された可能性が高い出願の群で ある。網掛けでハイライトされた群の「−」の出願 を、以下の基準に従って、特許査定が出たもの「○」

H01

<u> </u>	<u> 20160312:2</u>	<u>:0160731</u> _	
JP	EP	US	件数
0	0	0	343
0	0	_	67
0	_	0	291
_	0	0	36
0	<u>-</u>	<u> </u>	95
<u> </u>	0	<u> </u>	8
	<u> </u>	0	74
_	_	_	67
合計			981

C08

杏定日「20160206・20160731]

_ 宜正日 [20160206:20160731]				
JP	EP	US	件数	
0	0	0	434	
0	0	_	94	
0	-	0	175	
_	0	0	39	
Ø	<u> </u>	<u> </u>	115	
	0	<u> </u>	27	
	-	Ø	47	
_	_	_	56	
	987			

F16

査定日 [20140901:20160731]

JP	EP	US	件数
0	0	0	529
0	0	_	51
0	ı	0	201
_	0	0	35
0	<u>-</u>	<u>-</u>	65
<u>-</u>	0	-	9
<u>-</u>	<u>-</u>	0	47
_		_	61
	998		

C12

査定日 [20160312:20160731]

<u> </u>				
JP	EP	US	件数	
0	0	0	415	
0	0	_	128	
0	_	0	145	
_	0	0	51	
O	<u>-</u>	<u>-</u>	77	
<u> </u>	0	-	43	
<u>-</u>	<u> </u>	0	50	
_	_	_	86	
合計			995	

と, 拒絶等されたもの「×」に分類して, 1つの庁の み特許査定が出され, 他の2つの庁が拒絶等されたも のの出願数を確認することにした。

○:「特許公報が出たもの」+「特許査定が出たもの」 ×:「拒絶が確定したもの」+「拒絶理由通知後に取 下又は放棄されたもの」

この基準による、日本のみ特許 $(\bigcirc \times \times)$ 、欧州のみ特許 $(\times \bigcirc \times)$ 、米国のみ特許 $(\times \times \bigcirc)$ の件数を調べた数字を以下に示す。

この結果から、H01(電気分野)とF16(機械分野)では、欧州のみ特許登録された件数が共に4件であり、日本のみ及び米国のみ特許登録された件数に比べて極端に低かった。それに対して、C08(化学分野)とC12(バイオテクノロジー分野)では、欧州のみ特許登録された件数はそれ程、低くは無かった。

この理由として,一製品をカバーする特許数が少ない化学分野とバイオテクノロジー分野では,1つの出願の価値が高いため,審査が遅く,維持年金の高い欧

州出願であっても、出願を維持して特許化を図るのに対して、一製品をカバーする特許数が膨大である電気分野と機械分野では、1つの出願の価値が相対的に低いために、審査が遅く、維持年金の高い欧州出願では、事業化の可能性が低下した場合、又は厳しい拒絶理由が提示された際に不応答又は維持年金不納によって取下げしている出願が多いためではないかと思われた。例えば、次頁の表の12件の個別事例で欧州出願が拒絶等された8件のうち、5件は審査中に取下げされていた。

続いて、次頁の表の通り、IPC4分野ごとに、日欧米の1つの庁で特許登録され、他の2つの庁で拒絶等された出願をそれぞれ1つ選択して、実際の個別事例に基づく審査の相違点を分析した。

審査の相違点の分析は、下記の4つの具体的な検討項目に基づいて、確認した。

- (a) 主引例と副引例の認定
- (b) 対象出願クレームの認定

	JPのみ特許	EPのみ特許	USのみ特許
H01	37	4	33
F16	47	4	23
C08	37	14	13
C12	22	18	27

	JPのみ特許	EPのみ特許	USのみ特許
H01	WO 2012/137675	WO 2012/094273	WO 2014/176075
F16	WO 2014/020980	WO 2011/028440	WO 2013/128992
C08	WO 2013/059401	WO 2012/117823	WO 2012/118973
C12	WO 2011/148983	WO 2013/191223	WO 2011/154542

(c) 日欧米の審査の順番

(d) その他

以下の記載で12事例を簡易に特定するため、IPC 番号と特許査定を出した特許庁の名前を組み合わせて、例えば、H01JP、C08EP等と表記することがある。上記の12件の個別事例のうち、日本、欧州及び米国のみで特許された事例の代表として、C12JP、H01EPと C08US の3件を簡単に紹介すると共に、12件の個別事例の検討結果を記載する。

(2) 日本のみ特許された事例 (C12JP; WO 2011/148983)

本願は、がん治療研究及びがん関連創薬の研究に有用な、in vitroで自己複製可能な誘導がん幹細胞に関する。

<請求項1>

少なくとも, 下記(1) および(2) の要件:

- (1) POU5F1 遺伝子, NANOG 遺伝子, SOX2 遺伝子, ZFP42 遺伝子, LIN28 遺伝子及び TERT 遺伝子の 6 遺伝子を発現すること;
- (2) (a) 内在性がん抑制遺伝子の変異, または (b) 内在性がん関連遺伝子の発現上昇のいずれかの 異常を有すること;

を具備することを特徴とする, 誘導前がん幹細胞又 は誘導悪性幹細胞である誘導がん幹細胞。

各国で請求項1~20等の審査がなされたが、米国 出願は限定/選択要求に対して請求項1~10の誘導 がん幹細胞が選択されて審査された。そこで、日欧 米の審査対比の観点から、請求項1~10の誘導がん 幹細胞の発明に限って以下に説明する。

<各国の審査経過>

① PCTの経過

ISR / 見解書 (JPO) で非特許文献 D1 (JPO 引用) 他が挙げられたが、請求項 1~10 は新規性/進歩性有りと判断された。

② 日本の経過(特許査定)

1回目の拒絶理由通知書で、ISR に記載された非特 許文献 D1(JPO 引用)の Supporting Information を 新たな文献 D1'(JPO 引用)として引用して、請求項 1等が新規性/進歩性無しと判断された。D1'(JPO 引用) には、大腸がん細胞に対して、POU5F1 (OCT3/4) 遺伝子、KLF4 遺伝子及び SOX2 遺伝子 の3種類の遺伝子を導入することにより、誘導がん幹 細胞を製造する方法が記載されている。1回目の拒絶 理由通知書に対して、出願人は、請求項1を「原料体 細胞が、内在性がん抑制遺伝子の変異を有する哺乳動 物から採取した体細胞(ただし、がん細胞株を除く)。 あるいは発がんした哺乳動物の新鮮ながん組織または 非がん組織から採取した非胚性の体細胞(ただし、が ん細胞株を除く)である」ことに限定する補正をし て、本願発明が、がん細胞株を原料細胞とする D1' (JPO 引用) に記載された誘導がん幹細胞とは相違す ること等を主張した。

2回目の拒絶理由通知書で, D1'(JPO 引用) に記 載されている誘導がん幹細胞の製造方法に適用する原 料体細胞の種類は当業者が適宜設定し得るものであ り、請求項1の上記限定事項を採用する点も、格別の 創意が要されたものとは解されないとして, 進歩性違 反が維持された。出願人は、審査官との面接を行っ て、請求項1を「(1) の自己複製関連遺伝子の発現量 が、胚性幹細胞で発現している遺伝子の発現量と比較 して1/8から8倍である/ことに限定する補正をし て、D1'(IPO 引用)では、がん細胞株へ OKSM 遺 伝子や OKS 遺伝子を導入した場合、NANOG 遺伝子 の発現量のみを見ても、株間で100倍程度のばらつき が生じていること、当時の技術常識から考えて、D1' に記載の細胞において NANOG 遺伝子の発現が誘導 されたからといって, 他の自己複製関連遺伝子の発現 も同様に誘導されているということはできないこと等 を主張した。その後、特許査定が出された。

③ 欧州の経過(放棄)

EESR / 見解書で、ISR / 見解書(JPO)の文献

D1 (文献 D1 (EPO 引用)) と,追加された2つの文献 D2 と D3 (EPO 引用) のそれぞれに基づいて,請求項1等の新規性が否定された。例えば, D1 (EPO 引用) において,OCT4遺伝子,KLF4遺伝子,SOX2遺伝子及び myc 遺伝子の4種類の遺伝子をリプログラミング因子として用い,原料体細胞としてがん細胞を用いて,誘導がん幹細胞を得たことが記載されていると認定した。EESR/見解書に対して,出願人は,日本の請求項1の補正における限定事項等を加える補正を行った。その後,3回のオフィスアクションが出され,出願人のその度ごとの請求項1を限定する補正に対して,依然として,D1とD2(EPO 引用)に基づいて,新規性が無いとの判断が維持されることが繰り返された。その後,出願人は本出願を放棄した。④ 米国の経過(放棄)

1回目のオフィスアクションで、ISR / 見解書 (JPO) の文献 D1 (JPO 引用; Miyoshi) と EPO の EESR / 見解書の D2 (EPO 引用; Carette) のそれ ぞれに基づいて、請求項1等は、新規性/進歩性無し と判断された。特に、Miyoshi において、OCT4 遺伝 子, KLF4遺伝子, SOX2遺伝子及びmyc遺伝子の4 種類の遺伝子をリプログラミング因子として用い、原 料体細胞としてがん細胞を用いて、誘導がん幹細胞を 得たことが記載されていると認定した。さらに, Miyoshi には、こうして得られた誘導がん幹細胞は、 Oct3/4 (POU5F), Sox2, ZFP42 (Rex), 及び NANOG 等の ES 細胞のマーカーが発現していること が記載されていると認定した。そのため、請求項1の 誘導がん幹細胞は、Miyoshi に記載のものと構造的、 機能的に同一であり、Miyoshi の誘導がん幹細胞は、 必然的・本質的に他のマーカーである TERT も発現 していると認められ、その結果、本願発明の誘導がん 幹細胞は、Mivoshi に記載のものと構造的、機能的に 区別できないとして、新規性/進歩性が否定された。

1回目のオフィスアクションに対して、出願人は日本の請求項1の補正における限定事項等を加える補正を行った。その後、4回のオフィスアクションが出され、出願人のその度ごとの請求項1を限定する補正に対して、新たな文献が追加されて、新規性/進歩性が無いとの判断が維持されることが繰り返された。その後、出願人は本出願を放棄した。

く考察>

(a) 主引例と副引例の認定

日欧米で主引例として引用された文献は、ISR /見解書(JPO)で引例された文献を含んでいた。また、欧州(EESR /見解書)で追加された文献は、米国及び日本でも引用された。以上の通り、C12の分野では、他庁の審査状況を十分に参考にしているようであった。

(b) 対象出願クレームの認定

日欧米でクレームの認定の差異はないと思われる。

(c) 日欧米の審査の順番

ISR / 見解書 (JPO: 2011年8月30日), 欧州 (EESR / 見解書: 2013年10月23日), 米国 (2014年1月16日), 日本 (2015年6月16日) の順に最初のオフィスアクションが出された。日本出願は2016年3月3日に特許査定が出された。その後, 欧州出願は2016年11月15日の3回目のオフィスアクションに応答せず, 放棄された。米国出願は2017年4月6日の5回目のオフィスアクションに応答せず, 放棄された。審査の順番が遅い米国は, 他庁の審査結果に更に新たな先行文献を追加しており, 審査がより厳しくなっているように思われた。

(d) その他

日本と米国では審査官と面接を行っており、日本では拒絶理由を解消することができた。米国では、他の新たな文献が引用されて拒絶された。一方、欧州では審査官との面接は行われておらず、拒絶理由は解消できなかった。審査官との面接の有効性が確認された。

日本では、原料体細胞ががん細胞ではないことによる本願発明の有用性が認められており、米国と欧州と 審査プラクティスが異なるようにも思われた。

(3) 欧州のみ特許された事例 (H01EP; WO 2012/094273)

本願は、高速シグナルルーティング向けフレキシブルプリント回路に関する。

<請求項1>

第一及び第二のプリント回路ボードと,

前記第一のプリント回路ボードと前記第二のプリント回路ボードとの間の電気的な信号伝送のためのフラットなフレキシブルケーブルアセンブリであって,前記第一のプリント回路ボードに接続される第

一の端部,前記第二のプリント回路ボードに接続される第二の端部,及び前記第一の端部と前記第二の端部との間の中央のフレキシブルケーブル部分を有するフラットなフレキシブルケーブルアセンブリとを備え.

前記中央のフレキシブルケーブル部分は,

電気絶縁基板と.

前記電気絶縁基板上の第一の金属層であって, グランドである第一の金属層と.

前記第一の金属層上の誘電性の連続的に成層された層と,

前記誘電性の連続的に成層された層上の第二の金 属層であって、絶縁ギャップにより分離された、電 気信号を伝送する個々の導電ラインに分割される第 二の金属層と、

前記第二の金属層上の保護被膜層と,

を有する電子装置。

<各国の審査経過>

① PCTの経過

ISR / 見解書 (EPO) で、請求項1は、D1 (EPO 引用)に基づいて新規性無しと判断され、請求項1~20は、D2とD3 (EPO 引用)のそれぞれに基づいて進歩性無しと判断された。D2とD3に基づく進歩性違反の拒絶理由では、「フレキシブルケーブル部分」の構成の配置を相違点として認めているが、構成の配置は設計的事項であり、特別な技術的効果をもたらすものではないために、請求項1の構成とすることは当業者が適宜なし得たことであると認定している。ただし、設計的事項と判断したことを示す文献は提示されていない。

② 日本の経過(拒絶査定確定)

1回目の拒絶理由通知書では、請求項1等は、ISR / 見解書(EPO)に記載された文献と全く異なる文献 D1 (JPO 引用)に基づいて、新規性/進歩性無しと判断され、その他の従属項は、D1 (JPO 引用)に周知技術を示す他の文献を組み合わせて進歩性無しと判断された。1回目の拒絶理由通知書に対して、出願人は、明細書の実施形態に記載された「第一の筐体」、「第二の筐体」に関する構成を付加する補正を行って、D1 (JPO 引用)には付加された構成が開示も示唆もされていないことを主張した。この応答に対して、補正で付加された構成は周知技術であると認定されて、

拒絶査定が出された。

③ 欧州の経過(特許査定)

ISR / 見解書(EPO)に対して、出願人は、請求項1において「電気絶縁基板」及び「誘電性の連続的に成層された層」のそれぞれを「100BASE-TX イーサネットよりも高速な非減衰信号転送をサポートするターゲットインピーダンスを制御するように選択された膜厚を有する」ことで限定する補正をした。その後、新たなオフィスアクションが通知されることなく、特許査定が出された。

④ 米国の経過(放棄)

1回目のオフィスアクションでは、請求項1等は、 ISR (EPO) に記載された文献と全く異なる文献 Hayashi に Argyrakis を組み合わせて進歩性無しと判 断された。具体的には、請求項1の「前記第一の金属 層上の誘電性の連続的に成層された層」が Havashi に記載されていないが、この点を記載する Argyrakis を組み合わせて進歩性無しと判断された。また、異な る構成が付加された請求項4等は、進歩性有りと判断 された。1回目のオフィスアクションに対して、出願 人は請求項1等を限定する補正を行った。それに対し て、2回目のオフィスアクションでHavashiと Argyrakis の組み合わせによる進歩性違反が維持され た。その後、出願人は、1回目のオフィスアクション で進歩性を認めた請求項4に請求項1を限定する補正 を行った。しかし、3回目のオフィスアクションで、 Hayashi と Argyrakis にさらに新たな文献 Park を組 み合わせて進歩性無しと判断された。その後、出願人 は3回目のオフィスアクションに対して応答せず,放 棄された。

く考察>

(a) 主引例と副引例の認定

日本及び米国で引用された文献は、ISR/見解書(EPO)で引例された文献と全く異なっていた。日本及び米国では、審査が欧州より遅いため、ISR/見解書(EPO)に記載された文献を参考にしつつも、更なる文献を調査したものと想像される。

単純に比較はできないが、進歩性の判断において設計的事項と認定する際に、日本と米国は周知技術を示す副引例を示しているが、ISR / 見解書(EPO)では副引例を提示せずに設計的事項と判断している。副引例を示さずに周知技術を認定する欧州では、日本及び米国よりも、審査が厳しくなる可能性があると思わ

れる。

(b) 対象出願クレームの認定

日欧米でクレームの認定の差異はないと思われる。

(c) 日欧米の審査の順番

ISR / 見解書 (EPO: 2013年7月10日), 米国 (2015年9月28日), 日本 (2015年9月29日)の順に最初のオフィスアクションが出された。欧州出願は2014年7月17日に特許査定が出された。その後,日本出願は2016年5月31日に拒絶査定が出された。米国出願は2016年10月26日の3回目のオフィスアクションに応答せず,放棄された。審査の順番が遅い庁ほど,他庁の審査結果に更に新たな先行文献を追加して,審査がより厳しくなる可能性があると思われた。

(4) 米国のみ特許された事例(C08US; WO 2012/118973)

本願は、5-スルホイソフタル酸のジアルキルエステルの金属塩およびその調製方法に関する。

<請求項1>

金属カチオンの酢酸塩で緩衝化された緩衝化反応 混合物内の前記金属カチオンに、5-スルホイソフ タル酸のジアルキルエステルを接触させるステップ を備えることを特徴とする、5-スルホイソフタル 酸のジアルキルエステルの金属塩の調製方法。

<各国の審査経過>

各国で請求項1~36等の審査がなされたが、米国出願は限定/選択要求に対して請求項1~10の調製方法が選択されて審査された。そこで、日欧米の審査対比の観点から、請求項1~10の調製方法の発明に限って以下に説明する。

① PCT の経過

ISR / 見解書 (KIPO) で文献 D1~D6 (KIPO 引用) が挙げられた。請求項 1~10 については新規性/ 進歩性有りと判断された。

② 日本の経過(拒絶査定確定)

1回目の拒絶理由通知書で、ISR に記載された文献 と全く異なる D1、D2、D4~D7(JPO 引用)に基づ いて、請求項 1~10 は進歩性無しと判断された。具体 的には、D1、D2、D4~D6(JPO 引用)に記載の 5 - スルホイソフタル酸のジアルキルエステルの金属塩 の製造に際して、D7(JPO 引用)に記載された環式 カルボキシスルホン酸塩類を酢酸の塩を含む溶液中で 反応させる方法を採用することは当業者であれば容易 になし得ることである。また、格別顕著な効果を奏す るものとは認められない。この1回目の拒絶理由通知 書に対して、出願人は応答せず、拒絶査定が確定 した。

③ 欧州の経過(放棄)

EESR / 見解書で、ISR に記載された文献と全く異なる文献 $D1\sim D6$ (EPO 引用)が挙げられた。請求項 $1\sim 3$ 及び $5\sim 10$ は、 $D1\sim D6$ (EPO 引用)に基づいて新規性無しと判断され、請求項 4 は、D1 (EPO 引用:US 3088956) に基づいて進歩性無しと判断された。

この EESR / 見解書に対して、出願人は、請求項1 を「金属カチオンの酢酸塩で緩衝化された水性の緩衝 化反応混合物内の前記金属カチオンに. 5-スルホイ ソフタル酸のジアルキルエステルを接触させるステッ プ,及び反応混合物から塩製品を回収するステップを 備えることを特徴とする、5-スルホイソフタル酸の ジアルキルエステルの金属塩の調製方法」の通り、下 線部を追加する補正をした。また、D1~D6(EPO引 用) に記載されていないため、新規性を有し、D1 (EPO 引用) のいずれの実施例にも水性の緩衝化溶液 中での5-スルホイソフタル酸のジアルキルエステル の金属塩の調製が記載されておらず、本願発明では水 性の緩衝化溶液を用いることで、試薬濃度や pH を調 節でき、得られる5-スルホイソフタル酸のジアルキ ルエステルの金属塩の品質が向上するという効果を有 するため、進歩性を有すると主張した。1回目のオ フィスアクションで、進歩性が認められたが、新規性 無しの拒絶理由が維持された。それに対して出願人は 反論した。2回目のオフィスアクションで、新規性及 び進歩性が認められ、軽微な記載要件違反のみ指摘さ れた。この2回目のオフィスアクションに対して、出 願人は応答せず、放棄された。

④ 米国の経過(特許査定)

限定/選択要求に対して、請求項 $1\sim10$ (グループ I)の5-スルホイソフタル酸のジアルキルエステルの金属塩の調製方法が選択された。1回目のオフィスアクションで、ISR / 見解書に記載された文献と異なり、文献 D1(EPO 引用)と同じ文献 Horn に基づいて、請求項 $1\sim3$ 及び $5\sim10$ は新規性無し、請求項 4 は進歩性無しと判断された。この 1 回目のオフィスア

クションに対して、出願人は、請求項1を欧州の上記の補正と同様に補正して、Hornのいずれの実施例にも水性の緩衝化溶液中での5-スルホイソフタル酸のジアルキルエステルの金属塩の調製が記載されておらず、Hornには水性の緩衝化溶液を用いることは記載されていないと主張した。その後、米国出願に特許査定が出された。

く考察>

(a) 主引例と副引例の認定

日欧米で引用された文献はいずれも ISR(KIPO)の文献と全く異なっていた。欧州の EESR / 見解書で進歩性違反の根拠に文献 D1(EPO 引用)他が用いられた。D1(EPO 引用)と同じ文献 Horn が米国でも用いられており,EESR / 見解書を参考にしたと思われる。日本では新規性・進歩性違反の根拠にこの文献 D1(EPO 引用)を用いずに,別の日本語の文献 D1~D7(JPO 引用)が用いられた。D1(EPO 引用)には対応の日本語文献が無いために,日本語の文献を優先して用いたように思われる。

(b) 対象出願クレームの認定

日欧米でクレームの認定に差異はないと思われる。

(c) 日欧米の審査の順番

ISR / 見解書 (KIPO: 2012 年 9 月 24 日), 欧州 (EESR / 見解書: 2014 年 8 月 6 日), 米国 (2014 年 12 月 12 日), 日本 (2015 年 9 月 29 日) の順に最初のオフィスアクションが出された。米国出願は2015 年 7 月 21 日に特許査定が出された。その後, 日本出願は2015 年 9 月 29 日の拒絶理由通知書に応答せず, 拒絶査定が出された。欧州出願は2016 年 6 月 24 日の2回目のオフィスアクションに応答せず, 放棄された。米国の特許査定後に, 例えば事業化中心決定等があって日本と欧州の出願の権利化を断念したように想像される。すなわち,審査の遅い欧州出願などは,不応答又は維持年金不納で取下げ,又は放棄することが想定される。

(5) 12件の個別事例の検討結果

ミクロ分析の12事例の検討の結果を、下記の4つの項目に分けて、以下に記載する。

- (a) 主引例と副引例の認定
- ア) 主引例の日欧米の一致/相違

三庁とも、審査において ISR に記載の先行文献は 検討しているようであった。以下に、気が付いた点を 記載する。

- ・米国が、ISR / 見解書の主引例と異なる先行文献を 主引例に用いることが多いように思われた(H01JP, H01EP, H01US, F16JP, C08US)。
- ・日本及び米国では ISR / 見解書の主引例で新規性/ 進歩性違反の拒絶理由を出したが, 欧州では新規性 / 進歩性違反の拒絶理由を通知しない事例が 2 例 あった (C08EP, C12EP)。

以上の通り、三庁は、ISR に記載の同じ先行文献を 検討しているにも関わらず、例えば、主引例の認定、 新規性/進歩性の判断で、相違するように思われた。 しかし、検討した出願の件数が少なく、日本の特許査 定率との関係までは明らかにすることはできなかった。

イ) 周知技術について副引例を引用するか?

周知技術について、日本及び米国では副引例を示して丁寧に説明しているが、欧州では副引例を示さない事例があった(H01EP)。副引例を示さずに周知技術を認定する欧州では、日本及び米国よりも、審査が厳しくなると思われる。このような欧州の独自の審査によって、日本の特許査定率が欧州より高めになっている可能性がある。

(b) 対象出願クレームの認定

米国の審査で、最も広い合理的解釈 (BRI) 基準に基づいて、クレームを解釈している事例があった (F16EP)。このような米国の独自の審査によって、日本の特許査定率が米国より高めになっている可能性がある。

(c) 日欧米の審査の順番

審査の順番が遅いほど、他庁の審査結果にさらに新たな先行文献を追加して、審査がより厳しくなる傾向がみられた(C12JP, C12US等)。上記3(2)に記載の通り、審査の順番は、米国、日本、欧州の順番となることが多いため、日本の特許査定率が欧州より高めになる可能性がある。

(d) その他

日本で審査官面接を行うことで特許化されている事例があった(C12JP)。日本では審査官面接が積極的に行われているため、このようなユーザーフレンドリーな手続きの利用によって、日本の特許査定率がより高めになっている可能性がある。

5. まとめ

「マクロ分析」と「ミクロ分析」を行った結果、検

討した IPC4分野ごとに日欧米の特許査定率が異なり、 それぞれ日欧米の全体の特許査定率とは比例していなかった。さらには、例えばF 16 の特許査定率は欧州が日本と米国より高いようであり、C12 の特許査定率は日本が欧州と米国より低く、日欧米の全特許査定率の順番と全く異なっていた。

従って、単に日本の全特許査定率が高いことをもって、JPOの審査が甘いと判断することはできないと考えられた。すなわち、特定のIPC又は特定の技術分野での実際の審査状況に基づかなければ、本来の日欧米の「審査の甘さ・辛さ」は判断できないと思われた。

日本の全特許査定率が欧州及び米国よりも高くなっている要因として、複数の要因が影響を与えていると 思われた。それらの要因と考えられるものを以下に列 記する。

<要因1> IPC ごとの日欧米の「出願割合」と「特 許査定率」の相違

検討した IPC4 分野ごとに日欧米の「出願割合」が 異なっており、IPC4 分野ごとに日欧米の「特許査定 率」が異なっている。これらの IPC4 分野の状況と同 様に、それ以外のすべての IPC ごとに、日欧米の「出 願割合」と「特許査定率」が相違するのではないかと 思われる。そこで、この相違の組み合わせによって、 日本の全特許査定率がより高い数字になっている可能 性があると思われた。

<要因2>対象発明の事業化の中止決定の時期

審査が早い日米では、対象発明の事業化の是非が決定される前に特許になることが多い。それに対して、審査が相対的に遅い欧州では、審査中に対象発明の事業化の中止決定がなされた場合、欧州出願を不応答又は維持年金不納で取下げ、又は放棄することが想定される。そのために、日米の特許査定率が欧州に対して高めになっている可能性がある。

<要因3>欧州の高額な維持年金

日米と異なって、欧州では高額な維持年金が必要である。そこで、厳しい EESR / 見解書又は拒絶理由が出された場合に、特許可能性の低下と事業可能性のバランスを考慮して、欧州出願を積極的に不応答又は維持年金不納で取下げ、又は放棄することが想定される。そのために、日米の特許査定率が欧州に対して高めになっている可能性がある。

<要因4>三庁の審査プラクティスの相違

三庁は、ISR に記載の同じ先行文献を検討しているにも関わらず、例えば、欧州での副引例を示さずに周知技術を認定すること、主引例の認定、新規性/進歩性の判断、米国のRCE制度で、相違するように思われた。

副引例を示さずに周知技術を認定する欧州では、日本及び米国よりも、審査が厳しくなると思われる。このような欧州の独自の審査によって、日本の特許査定率が欧州より高めになっている可能性がある。

他方, 主引例の認定, 新規性/進歩性の判断の相違, 米国の RCE 制度に関しては, 検討した出願の件数が少なく, 日本の特許査定率との関係までは明らかにすることはできなかった。

〈要因5〉米国の最も広い合理的解釈 (BRI) 基準 米国の審査で、最も広い合理的解釈 (BRI) 基準に 基づいて、クレームを解釈うることがある。このよう な米国の独自の審査によって、日本の特許査定率が米 国より高めになっている可能性がある。

<要因6>三庁の審査の順番

審査の順番が遅いほど、他庁の審査結果にさらに新たな先行文献を追加して、審査がより厳しくなる傾向がみられた。審査の順番は、米国、日本、欧州の順番となることが多いため、日本の特許査定率が欧州より高めになる可能性がある。

<要因7>日本での審査官面接の積極的な利用

日本では審査官面接が積極的に行われているため, このようなユーザーフレンドリーな手続きの利用に よって,日本の特許査定率がより高めになっている可 能性がある。

(参考文献)

- (1) 北元健太,「豪州イノベーション特許制度の廃止は我が国実 用新案制度に何を示唆するのか」,特技懇, No. 289, p. 103-118 (2018)
- (2) 平成 25 年度特許庁請負事業「我が国における技術革新の加速化に向けた産業財産権の出願行動等に関する分析調査報告書」(一般財団法人 知的財産研究所,平成 26 年 3 月刊)の「第 2 章 我が国における特許査定率上昇と拒絶理由の相関分析」
- (3) IP5 Statistics Report, 2018 Edition (European Patent Office, Japan Patent Office, Korean Intellectual Property Office, National Intellectual Property Administration of the People's Republic of China, and United States Patent and Trademark Office, October 2019)

(原稿受領 2020.2.28)